

20年保存文書



地方における現用/半現用文書の集中管理

2 公文書館による管理

(1) 半現用文書の引継ぎ(管理委任)

保存年限の長い文書が一定年限経過後に公文書館へ引継がれる例
28都道府県のうち16都府県で実施

作成後	公文書館名(保存期間)
3年	東京都(長期)
5年	富山県(10年、永久) 神奈川県(10,30年)
10年	群馬県・岐阜県(30年)、秋田県(永年)、埼玉県(11年以上)
20年	鳥取県・和歌山県(永久)、千葉県(長期)、愛知県(30年)
25年	京都府(永年)
30年	香川県・栃木県(永年)、新潟県・大分県(30年)

注:()以下の保存年限文書は、年限経過後に歴史資料としての評価・選別がなされる。

:長期 永年(永久) 30年

【各地方公共団体の文書管理規則等をもとに作成】

地方における現用/半現用文書の集中管理

2 公文書館による管理

(2) 有期限文書の早期移送、管理(積極的管理)

	神奈川県立公文書館	川崎市公文書館	久喜市公文書館
レベル	県	政令指定都市	市
人口	8,776,724人 H17.6.1推計人口	1,315,864人 H17.7.1推計人口	73,867人 H17.7.1推計人口
設置年月	1993.11	1984.10	1993.10
文書の種別 (保存期間)	1、3、5、10、30	1、5、10、30	1、3、5、10、30
文書の 移送時期	3年保存文書は満了時、それ以上は完結から5年	完結の翌々年度	完結の翌々年度

3 事例報告-(1)

久喜市公文書館

久喜市公文書館



久喜市公文書館の設置の3つの契機

情報公開対応

文書庫の狭隘さの問題

(分散管理から集中管理へ)

市史編纂資料の保存

久喜市公文書館の設置経緯

平成3年(1991)12月

久喜市公文書館条例施行

平成4年(1992)1月

市史編纂事業修了

平成5年(1993)10月

久喜市情報公開条例施行

久喜市公文書館開館

久喜市公文書館の機能

現用/半現用文書管理

ファイリング・システムの維持管理

情報公開対応窓口

行政利用対応

非現用文書への対応

評価・選別・整理

歴史的公文書の市民への提供

その他、市政情報提供、広報広聴など

久喜市公文書館の書庫

- 1 中間庫 333.67m²・・・全体の58%
- 2 一般保存庫 177.09m²
- 3 古文書収蔵庫 46.09m²
- 4 マイクロフィルム収蔵庫 18.38m²

久喜市公文書館中間庫

(面積: 333.67m²)



久喜市公文書館中間庫

(収納箱数：8,406箱 H16.4現在)



久喜市公文書館中間庫 保存箱



久喜市公文書館の特色

- (1)市のすべての機関をカバー
- (2)すべての公文書が有期限
- (3)保存年度2年目の公文書を中間庫に収め、
期間満了後も選別まで集中管理
- (4)公文書館制度の主管課
- (5)保存年限満了後の未選別文書は情報公開
に準じて公開
- (6)選別された歴史的公文書は直ちに公開

(久喜市公文書館年報第9号より)